

【危機管理について】

1 基本的な考え方

(1) 危機管理の目的

- ・児童及び教職員の生命や心身の健康、安全を守ること。
- ・迅速な対応で被害を最小限度に抑え、学校を安定した状態に保つこと。
- ・教職員と児童及び保護者、地域住民との信頼関係を保つこと。

(2) 児童指導にかかわる危機管理の主な内容

- ・児童の問題行動や事故等の予測による未然防止
- ・児童の問題行動や事故等への対応
- ・児童の問題行動や事故等の再発防止

(3) 危機に対する事前の準備

- ・全教職員の危機管理意識の高揚
危機的状況時以外の時の教職員の意識が重要である。
- ・マニュアル等の全教職員による共通理解の徹底
- ・情報の収集とその有効活用
- ・児童・保護者との信頼関係の構築
- ・指導記録の整理と蓄積

(4) 事象への対応

危機的状態に対応する場合には、常に最悪の状態を想定することが必要である。

- ・迅速かつ冷静・慎重な**初期対応**
- ・指揮系統の明確化（管理者のリーダーシップ、報告・連絡・相談の徹底）
- ・役割分担の明確化・全教職員により組織的に対応
- ・正確な情報収集及び共有化
- ・関係機関との連携
- ・通信手段の確保・報道機関への対応（一本化）

(5) 日常における安全確保対策

① 環境整備

- ・校門、通用門に看板の明示「学校関係者以外の立入禁止」
- ・校舎内外の整理整頓、職員室からの校庭、通用門までの視界の確保

② 来校者への指示及び確認

- ・校門の門扉は9時に閉める。

③ 授業中、昼休み等における安全確保

- ・教職員における校内巡視を適宜行い、危機発生時はインターホンや無線機等で職員室に素早く連絡をする。連絡を受けた教職員は複数で現場に行き現状を確認する。

④ 安全教育、避難訓練

- ・学級活動や現職教育の時間を活用し、交通安全や火災・地震・不審者からの避難等の指導を計画的に行うと共に、事件や事故等に対する安全指導を実施する。
- ・現職教育等で、施設設備の確認や使用方法の周知を図り、必要に応じて外部指導者を招請し教職員の危機対応訓練を計画的に実施する。